

世田谷区営繕工事における情報共有システム試行要領

令和7年8月1日

世田谷区施設営繕担当部

1 目的

本要領は、世田谷区施設営繕担当部が監督する工事において、情報共有システムを試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

2 定義

情報共有システムとは、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現する電子情報処理組織（監督員の利用する電子計算機と受注者の利用する電子計算機とを電気通信回線により接続した電子情報処理組織をいう。）をいい、区ではASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式（※1）によるものとする。

※1「ASP方式」とは、インターネット経由でアプリケーションを提供する方式をいう。

3 対象工事

- （1）【発注者指定型】情報共有システムの活用を試行する対象工事は発注図書において、「情報共有システム活用試行対象工事」である旨を記載するものとする。
- （2）【受注者希望型】前項の規定にかかわらず、受注者は監督員との協議により情報共有システムを活用することができる。

4 使用できる情報共有システム

使用できる情報共有システムは以下の（1）及び（2）の要件を満たすものとする。ただし（1）の要件を満たし、（2）については審査中であるシステムの暫定的、段階的な使用の可否について、別途協議により決定する。なおサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

- （1）「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（世田谷区営繕工事版）」の仕様を満たすもの、もしくは満たすべく作業を行っており、工事に影響を及ぼさないと監督員が判断するもの。
- （2）世田谷区施設営繕担当部が使用について審査し、HPに掲載したもの。

5 対象書類

情報共有システムの対象書類は、工事請負契約約款第9条、建築設計業務委託契約約款第13条及び東京都建築工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書（以下、「工事標準仕様書」という。）に記載された工事施工中に必要な書類を原則とし、記載のない書類や電子化が著しく困難な書類及び官公庁へ紙で申請する書類などを提出する場合は、受発注者間で協議を行い決定するものとする。

6 電子確認

書類の確認は、情報共有システムのワークフロー機能を利用して行う電子確認を原則とする。

7 書面について

情報共有システムで取り扱う書類については、工事標準仕様書1. 1. 8（2）に基づく方法とみなす。

8 データ保管

工事施工中、受発注者は「情報共有システム」内の電子データを分類し、適切に管理を行うものとする。

9 検査後の工事帳票等の納品

情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体（CD-R等）で納品するとともに、受注者は工事検査合格後書類の引渡まで、情報共有システムで工事帳票のダウンロードが可能な状態とする。

10 情報共有システム利用に係る経費

情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び使用料）について、発注者指定型の工事にあっては、入札時の予定価格に含むものとする。なお契約後の協議により情報共有システム非活用とする場合には、経費についても適切に変更する。

受注者希望型の工事にあっては、契約金額の変更の求めがあった場合に、受発注者間の協議により金額を定め、変更契約を行う。

11 利用上の留意点

受発注者は、以下の項目について留意して利用する。

- （1）関係者への利用権限の付与及び利用の統一化
- （2）通信環境（通信速度、CPU、容量等）の整備
- （3）ID・パスワード、個人情報等機密情報及び操作端末の管理の徹底

- (4) ウィルス対策の徹底
- (5) 工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)
- (6) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

12 禁止事項

受発注者は、情報共有システムの使用に当たり、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 第三者の権利を侵害する情報又は侵害するおそれのある書類や情報等の登録
- (2) 第三者に情報共有システムを使用させる行為
- (3) 当該工事に関係のない書類や情報等の登録
- (4) その他、法令に違反する行為または法令に違反するおそれのある行為

13 その他

- (1) 本要領に疑義が生じた場合又は定めがない事項については、受発注者が協議を行い決定するものとする。
- (2) 受注者は、情報共有システム利用に係る効果検証のため、区が行う調査に協力するものとする。
- (3) 設計図書に本要領を適用する旨を記載した案件において、やむを得ず情報共有システムを使用しないこととした場合にあっては、「1.1 情報共有システム利用に係る経費」に示した経費を減額するものとする。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から適用する。